

肥料価格高騰対策事業の申請方法について

肥料価格高騰対策事業の取組申請にあたっては、

肥料の購入先によって申請先が異なります

申請先をご確認のうえ、申請書類の提出をお願いします。

1 申請先

① 肥料の購入先が農協の場合

- ・ 申請先は農協になります。お住いの農協へ提出してください。

② 肥料の購入先が肥料販売店の場合

- ・ 申請先は、基本的には肥料販売店になります。

ただし、肥料販売店で申請を受付けていない場合もありますので、まずは購入先の肥料販売店へ確認してください。

③ ②で肥料販売店が申請を受付けていない場合

- ・ 町役場の農政主管課にご相談ください。

申請状況の把握を行うため、11月中のご相談をお願いします。

注 意 し て く だ さ い ！

農協と肥料販売店の両方で肥料を購入された場合は、農協と販売店のそれぞれに申請してください。

購入先と異なる組織での申請は、書類が揃っていても受け付けられませんので、ご注意ください。

2 申請書類

生産者が準備する申請書類は以下の4つです。

- ① 化学肥料低減計画書
- ② 申請チェックリスト
- ③ 肥料の注文票（予約注文書）と肥料購入時の領収書もしくは請求書
- ④ 過去1年以内に農産物を販売したことがわかる書類（販売伝票等）

※①、②の書類様式は、申請先、上益城地域振興局農業普及・振興課もしくは熊本県ホームページから入手できます。

熊本県ホームページ <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/74/150350.html>



※下線の書類は、申請先によっては不要となることがありますので、詳しくは申請先にお尋ねください。